

令和8年1月1日より 林野火災警報等の運用開始

乾燥や強風などの気象条件が重なると、
わずかな火でも大きな火災につながるおそれがあります

林野火災注意報

これらの制限を
守るように
努めてください

林野火災警報

必ず守る
必要があります

罰則あり
30万円以下の罰金又は拘留

《発令時にかかる主な制限》

- ① 山林や野原などで火入れをしないこと
- ② 花火など煙火をしないこと
- ③ 火遊びや屋外での焚火をしないこと
- ④ 引火性、爆発性のものや、
燃えやすいものの近くで喫煙しないこと
- ⑤ 山林や野原など、火災の危険が高い区域内で
喫煙しないこと
- ⑥ 吸いガラや灰などは必ず始末すること



火事を起こした場合、重過失であれば
損害賠償責任を負う可能性があるほか、
森林法などにより罰則の対象となります。

- 過失：不注意で失火した場合（森林法第203条）
50万円以下の罰金
- 故意：放火した場合（森林法第202条）
他人の森林の場合：2年以上の拘禁刑
自己の森林の場合：6月以上7年以下の拘禁刑

※火気使用が禁止となった場合の返金・保証はいたしかねます